

ID: 5616

担当部署:子ども若者部幼児教育・保育課

処分の概要	特定教育・保育施設の確認の変更		
法令名称 根拠条項	子ども・子育て支援法第32条第1項		
法令番号	平成24年法律第65号		
【基準】 子ども・子育て支援法第三十二条の規定による。 (特定教育・保育施設の確認の変更) 第三十二条 特定教育・保育施設の設置者は、利用定員(第二十七条第一項の確認において定められた利用定員をいう。第三十四条第三項第一号を除き、以下この款において同じ。)を増加しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認の変更を申請することができる。 2 前条第三項の規定は、前項の確認の変更の申請があった場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 3 市町村長は、前項の規定により前条第三項の規定を準用する場合のほか、利用定員を変更したときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和8年2月1日	最終変更年月日	令和8年2月1日